

監査報告書

令和元年5月27日

学校法人嘉悦学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人嘉悦学園

監事 比留間 進 

監事 藤川 裕子 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人嘉悦学園寄附行為第12条の規定に基づき、学校法人嘉悦学園（以下、「当学園」という。）の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査を行った。

1. 監査の方法

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会その他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、太陽有限責任監査法人から私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査に関する説明を受けるなど、業務及び財産の状況について意見を述べるに当たり必要と認めた監査手続を実施した。

2. 監査の結果

- (1) 当学園の業務及び財産の状況について適正でないと言うべき事実は認められない。
- (2) 当学園の業務及び財産の状況に関し不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。

なお、以下の事項を、監事の意見としてここに付記する。

- ① 当年度において、「嘉悦学園 第一次中期経営計画(2018年度～2022年度)」(以下、「第一次中計」という。)が策定された。当計画は、教育理念系の再確認、現状及び課題の分析に基づき、当学園のビジョンを掲げ、これを実現するための網羅的かつ具体的な施策を明確化したものであり、今後はこの進捗状況を監視・評価するモニタリング委員会が設置される予定である。理事長のリーダーシップのもと、これらの施策を着実に実行することが強く求められると考える。
- ② ①に記載した第一次中計の施策において、「行動憲章の遵守」が求められている。当学園の将来を論ずるにあたり、「行動憲章」が定められることとなった背景を改めて再確認し、理事会によるガバナンス機能の発揮、コンプライアンスの遵守、内部監査制度や公益通報制度の強化、情報開示による経営の透明化など学園運営に係る基本的な枠組への的確な対応が強く求められると考える。

以上